

絶対に目を離さないで！！浴槽用浮き輪で乳幼児の溺死も！

独立行政法人 国民生活センター

2007年7月5日

小児科医より国民生活センターに、浴槽用浮き輪で乳幼児の溺水事故が起きている、との情報が、消費者トラブルメール箱*に寄せられた。

「浴槽用浮き輪を使用したことによる乳幼児の溺水事故を経験した。浴槽に浮かべて入浴させるもので、保護者が先にお風呂から出て身体をふいたり着衣したりしている間に乳幼児が浮き輪ごと転覆し、保護者が戻ったときには浴槽内で完全にさかさまの状態になっていた。インターネットなどでは、親が手を離しても一人で浴槽につかってくれていて便利などと、便利な面ばかり強調されているようだが、危険性はほとんど認識されていない。注意喚起が必要だと思う。」

これを受けて危害情報室では、同種事故の調査と製品の検証を行った。

*「消費者トラブルメール箱」：消費者被害の実態をリアルタイムで把握し、消費者被害の防止に役立てるためにホームページで消費者からの情報を集めている。相談受付ではないため、これにより具体的なアドバイスやあっせん処理は行わないが、寄せられた情報を元に、必要に応じて調査・分析・検証などを行い、消費者被害の未然・拡大防止に役立てている。

1. 製品の構造

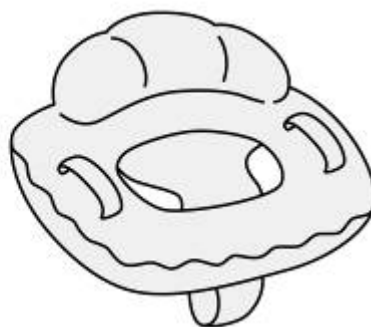
浴槽にすっぽり入る大きさ（約50cm×約50cm）の四角い浮き輪の真ん中にパンツ型のシート部分がついており、そこに足を通して座った状態で浮くことができる構造。頭の部分にヘッドサポートがついており、頭を支えるようになっている（図1参照）。

対象年齢は製品によって多少違うが、首がすわってから、身長65～90cmくらいまで、体重15kgくらいまで（生後2歳半くらいまで）となっている。

図1



使用のイメージ



パンツ型シート
に足を通す

「バスタイムに」、「お風呂で・・・」の記載と、浴槽で使用している写真やイラストがある。

「2重リングのそれぞれに高品質な空気栓がついた安心構造」「安定性の高いリングの構造」「2重リング、ヘッドサポートとパンツ型シートで支える」「安心のダブルリング構造」「安心のダブルリングだからお子様が倒れにくい」「安定した独立大型外周リング」など、製品の安定性、安全性を強調する記載がある。

プールや海でも使用できるとの記載があるが、店舗では風呂用品コーナーで販売されている。2007年6月に乳幼児用品を扱っている店舗で購入したものはすべてSTマークがついていた*。

このタイプの浮き輪は、いろいろな呼称がされているが、社団法人 日本玩具協会の通知文等では、「お風呂で使用する座れる浮輪」との表現をしている。ここでは、総称して「浴槽用浮き輪」と呼ぶこととする。

*社団法人 日本玩具協会では、2006年11月に小児科医師より「9ヶ月の子どもが使用していた際、保護者が身体を洗うため少し目を離れたすきに当該浮輪から落ちて溺れた（現在のところ後遺症なし）」との事故情報（当公表資料に掲載の症例外）の提供を受けて、2007年1月に「お風呂で使用する座れる浮輪」をSTの対象外とする通知をSTマーク使用許諾契約者に出している。これにより、既にSTを取得している商品は有効期間内まではそのままとするが更新はしない、とされている。当センターが6月中、乳幼児用品を扱っている店舗において商品の確認をした限りではすべてにSTマークはついていた。

2. 風呂での浮き輪による事故の事例

危害情報システムには、風呂での浮き輪による事故が2件（PIO-NETに1件、協力病院から1件）寄せられている（2007年6月29日現在）。

【事例1】小児用の風呂浮き輪で2人が溺れるという事故があった。このような事故が他にもあるのか。
(PIO-NET 2002年 医療関係団体)

【事例2】風呂に入り、浴槽内で浮き輪で遊んでいたが、ひっくり返ってしまい逆さまになって溺れかけた。親がそばにいたが、慌ててしまい30秒くらいたってしまった。
(病院情報 2004年 男児)

3. 浴槽用浮き輪による転覆事故の検証

商品テスト施設内の浴槽に浮かべた浴槽用浮き輪に、乳幼児のダミー人形*を乗せて、転覆・転落の可能性があるかを調べてみた。

浮き輪のパンツ部にしっかり乗せ、静かに浮かんでいれば、転覆・転落することはなかった。しかし、乳幼児の身体がしっかりシート部に納まっていないで身を乗り出したような場合や、浴槽の水量が不足気味で乳幼児の足が底につくような場合には、重心が高くなり、後ろにバランスを崩すと転覆・転落する可能性があることが分かった。

実際の乳幼児は浮き輪に乗った状態でも活発に動くと思われ、浮き輪が不安定になったり重心が高くなり過ぎたりする危険性は十分考えられる。特に、パンツ型のシート部を持つタイプのこの種の浮き輪は、従来の、脇で身体を固定するタイプのものに比べて重心が高くなりがちで、乳幼児の乗せ方や利用中の動き等により、水に浮いている面より上に重心が位置してしまう危険性がある。このときバランスを崩して浮き輪が転覆すると、重心が水面下に移動し、乳幼児が自力で起き上がることが困難になると思われる。さらに、パンツ型のシートが濡れた状態のときは脚が抜けにくくなる点も、危険性を増す要因となる。

*：6～9ヶ月の平均的幼児をモデルにしており、身長約70cm、頭囲約44cm、体重約8kg。

(株)高研、乳幼児看護実習モデル LM-052)



※転覆の恐れがある状況を想定した検証写真です。なお、写真の製品と事故品に直接の関係はありません。

4. 海外の動向

このタイプの浮き輪を浴槽で使用する例は、今のところ日本以外の他の国々には見られないようである。

浴槽用ではないが、座席部分に足を入れる穴が2個あいており、座って浮くタイプの浮き輪に関するスウェーデンのレポート*を入手したので、参考までに内容の抜粋を紹介する（詳細は参考資料2参照）。

1997年にフランスで、足入れの穴が2個あいている「座って浮く」タイプの浮き輪で10件の溺水事故が発生し問題になった。後にスコットランドでも1件起きている。これらはいずれも子どもの足がつく浅い水での事故であった。これらの事故の原因として、浮き輪の座席部分に開いた穴が、子どもの両足を身動きが取れなくしてしまうため、転覆したときに戻れなくなり、助けなしには浮き輪から抜け出すことができず、ぶら下がったまま頭が水の下にもぐり、足が宙に浮いたままになってしまうことがわかった。

当時、フランス政府は、ECの警報システムRAPEX*を用いてEC諸国に警告を発している。ブリュッセルのEC作業部会の専門家会議で数回にわたる議論を経て、この製品は玩具と見なすべきではないとの結論に達した。しかし、この製品は、子どもの足の届く浅い水で使用することは明らかに危険であるが、ある種の安全面を満たせば子どもの足の届かない深い水でなら使用できると見なされた。水の深いところで使用するよう設計された浮き具は、意図的にEC玩具指令では取り扱っていない。そのため、ECの一般製造物安全指令にしたがうことになり、製品が玩具と分類された場合よりもさらに多くの要求が製品に課されることになっている。

この結論を受けてフランス政府は、この製品を販売禁止とし、1999年1月、EC諸国に再度通報を送付した。ドイツとスペインは、販売禁止や店頭からの回収を行った。スウェーデンでもKO（消費者オンブズマン）が国内の小売業者や卸売り業者に対し、こうした製品を販売するべきではないと提言した。

欧州規格機関CENは、CEN TC162 WG10（水泳教育用の浮遊器具）中に、一連の基準を設定する作業を開始したが、この作業では、シートに子どもの足を入れる2個の穴のついた浮き輪により生ずる特有のリスクを取り扱っている。

* “Can bathing rings cause drowning accidents?”

Report 2000 : 22 The Swedish Consumer Agency, the Consumer Ombudsman より
なお、この翻訳内容については、当センターの責任において抜粋・要約したものである。

* Rapid Alert System for Non-Food Products の略称。EU加盟国30国及びEEA加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ間及び欧州委員会とで、商品の安全性について情報交換を迅速化し、共有することを目的とする。この報

告書が発行された頃は、ある国で危険と見なされ、販売禁止等となった製品について、加盟各国へ通報（Notifications）という形で情報を通知していた。現在は、週1回、欧州委員会のウェブサイトへ各国の消費者保護当局から、消費者の健康や安全に重大な危険を及ぼすと判断され、一定の措置が講じられた非食品製品のリストが掲載されるシステムになっている。

5. 専門家からの助言

① 広島市立広島市民病院 小児循環器科医師 中川 直美氏

「自分も浴槽用浮き輪による乳幼児の溺水例を経験したが、いずれも保護者が目を離したわずかの間に事故は発生している。確かに便利な商品であり、子育ての役に立っている面もあるが、使用法を誤ると死に直結する危険性があるという認識を広めることが必要であろう。当病院でも注意を喚起するポスターを作成し、小児科外来の待合室、乳児検診の部屋、病棟などに掲示している。

また、溺れてしまった子どもが軽症ですむか重症となるかは、発見までの時間と一次救命処置の早さで分かれる。何もしないで救急車を待つよりも、とにかく人工呼吸や心臓マッサージをすべきである。誰もが緊急時の対処法を身につけておく*とよい*。」

② 日本小児救急医学会理事長 市川 光太郎氏（北九州市立八幡病院）

「足を股で固定することによって、ひっくり返った時に浮き輪が戻れない。はまったままで足が上に浮いて抜け出せなくなる。発見が遅ければ完璧に溺死となる。プールでの使用も同じである。使う必要はないと言いたい。多くの人に警鐘を鳴らさなければいけないと考える。」

*一次救命処置については、

「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン（骨子）【一次救命処置（BLS）】」

「主に市民が行うための BLS（市民および非日常的に蘇生に携わる者が行う）」を参照

（財団法人 日本救急医療財団ホームページ

<http://www.qgzaidan.jp/qgsosei/index.htm>)

6. 消費者への注意

静かに浮いている状態では安定していても、乳幼児はどのような動きをするかの予想がつかない。浴槽の中で何かの拍子に傾いて転覆した場合、尻と足を固定されているため完全に水の中に浸かってしまい、自分では抜け出せない。パンツ型シートで乳幼児の身体をしっかりと支えるため、一見安全な構造と思われるが、脇で身体を支えるタイプのものに比べ、乳幼児の大きさや動きによっては重心が高くなる危険性があり、さらに、転覆した場合下半身を固定されていることが逆に致命的な要因となっている。

事故は保護者がほんの少し目を離したすきに起きている。乳幼児を浮き輪に入れたまま一人で浴槽に入れておいてそばを離れたり、親の洗髪等により目を離して使用したりすることは極めて危険であり、死亡事故につながる可能性がある。

以上の点から、この商品を乳幼児に用いることは避けるべきと考える。どうしても使う場合は、保護者は絶対に目を離してはいけない。

7. 業界への要望

乳幼児は頭部が重く重心が高いため、浴槽の中で浮き輪が傾いた場合転覆する可能性があるが、尻と足を固定されているため、転覆すると完全に水の中に浸かってしまい抜け出せなくなる。安全のために考案された構造と思われるものがかえって致命的な要因となっている。

商品には裏面に注意表示があるが、その内容は一般的なものであり、浴槽における転覆、溺水の危険性は伝わらない。表面の表示には、利便性、安全性が強調されており、パッケージの写真やイラストではあたかも、乳幼児が一人で浴槽に浸かっている安全な印象を与える。しかし、実際は母親が洗髪をしているわずかな隙にも転覆事故が起きている。なお、海外の動向を見ると、浴槽用ではないが形状的に類似しているタイプの浮き輪を禁止する動きなども見受けられる。

また、事故の情報を受けて、これらの製品について ST マークの更新を行わないとの通知が、社団法人日本玩具協会から既に出されているが、現在でも市場には ST マーク付の商品が流通されており、これらの製品に対する危険性が消費者には全くと言っていいほど伝わっていない。

以上の点に鑑み、当センターとしては、関係団体および事業者自らが、当該製品の根本的な見直しと消費者への注意喚起を早急に行うことを要望する。

●要望先

社団法人 日本玩具協会
日本空気入ビニール製品工業組合

●情報提供先

内閣府国民生活局消費者調整課
経済産業省製品安全課製品事故対策室
総務省消防庁救急企画室
社団法人 日本医師会
日本プラスチック玩具工業協同組合
日本チェーンストア協会
日本百貨店協会

〈本件連絡先〉

独立行政法人 国民生活センター 相談調査部危害情報室

担当：青山、塚越

TEL 03-3443-6223

FAX 03-3443-6209

〈参考資料 1〉

●その他の事故情報（学会等での報告から）

浴槽用浮き輪による溺水事故が9例、医学会で報告あるいは医学雑誌（後述）に掲載されている。いずれも転覆後に発見されているため、どのような状況で転覆したかの詳細は不明なものが多いが、事故が多発していることがわかる。

（症例 1）8 ヶ月の男児。母親と入浴時男児に入浴用の浮き輪を使用していた。母親が洗髪中、浮き輪ごと反転していた。引き上げた時には、全身にチアノーゼが出ており、呼吸がなかったため母親が心臓マッサージを行った。まもなく自発呼吸を再開し、当科救急外来を受診した。（略）予後は良好。

（症例 2）9 ヶ月の女児。母親と入浴時、女児に入浴用の浮き輪を使用していた。母親が洗髪中、子どもが浮き輪ごと反転していた。引き上げたときにはチアノーゼが著明であった。救急車到着時、唇までチアノーゼが出ており、当科救急外来を受診した。（略）予後は良好。

（症例 3）8 ヶ月の男児。母親と2歳の兄と入浴中、母親が兄をトイレに連れて行っている間約5分間、浴槽浮き輪を使用しながら湯船に独りで浮かんでいた。母親が戻ってきたとき、浮き輪はずれており仰向けで浮かんでいた。意識はなく、チアノーゼが出ており、自発呼吸はなく、口や鼻より食物残渣が流出していた。すぐに救急車を要請し、到着まで母親が人工呼吸を施行。救急車到着時には、自発呼吸が戻っていた。（略）予後は良好。

（症例 4）12 ヶ月（性別不明）。浴槽浮き輪使用中の溺水。救助まで約5分。予後は良好。

（症例 5）1歳11ヶ月（性別不明）。浴槽浮き輪使用中の溺水。救助まで約1分。予後は良好。

（症例 6）8 ヶ月の女児。母親が女児と2歳の兄とを入浴させている最中に来客があり、女児を浴槽浮き輪にのせたままいったん浴室を離れた。数分後、母親が兄の叫び声に気づき浴槽へ戻ると、女児は頭部が下になった状態で浴槽浮き輪ごと反転していた。母親が引き上げたときには心肺停止状態であったため、119番通報し、隣人に助けを求めた。救急救命士からの口頭指示にて隣人が心臓マッサージを行ったところ、数回の嘔吐後まもなく心拍と

自発呼吸を再開した。(略) 予後は良好。

(症例 7) 9 ヶ月の男児。母親と 4 歳の姉の 3 人で入浴。男児を浴槽内に残したまま、母親が先に着衣している間に浮き輪ごと転覆していた。浴室内にいた姉が叫び声を上げ、男児を引き起こそうとした。意識がなく、呼吸は微弱。母親が心臓マッサージ、人工呼吸を施行。救急隊の到着時、泣いていた。予後は良好。

(症例 8) 10 ヶ月の男児。母親と 2 人で入浴。男児を浴槽内に残したまま、母親が先に着衣していた。浴室に戻ったところ、浮き輪ごと転覆していた。引き揚げた時には全身蒼白、呼吸が確認できなかった。意識は戻らず、その後植物状態。

(症例 9) 10 ヶ月の女児。母と双子の姉と一緒に入浴。女児を浴槽内に残したまま、母と姉が先に着衣していた。浴室に戻ったところ、浮き輪ごと転覆していた。死亡。

*各症例の出典は以下のとおり。なお、当センターの責任により表現を一部わかりやすく変えている。

(症例 1) (症例 2)

2003 年 6 月 第 17 回日本小児救急医学会にて発表

「軽症溺水の 2 乳児例」 市立松原病院 小児科 小寺史子、宗行敏正、須藤博明

『日本小児救急医学会雑誌』Vol.2 No.1 2003 に掲載

(症例 3) (症例 4) (症例 5)

2006 年 10 月 第 53 回日本小児保健学会にて発表

「浴槽浮き輪による溺水の乳幼児例」 東京女子医科大学東医療センター 小児科

金子 芳、矢作厚子、柴田英里、加藤文代、杉原茂孝

(症例 6)

2007 年 6 月 『小児科臨床』Vol.60 No.6 臨床研究・症例報告に掲載

「浴槽浮き輪による溺水の 1 乳児例」 奈良県立医科大学 小児科、

同 高度救急救命センター

山田佳世、福田和由、櫻井嘉彦、吉岡 章、関 匡彦、福島英賢、

小延俊文、西尾健治、奥地一夫

(症例7) (症例8) (症例9)

2007年6月 第21回日本小児救急学会にて発表

「便利な子ども用品の落とし穴～風呂用浮き輪の使用による溺水の乳児例」

広島市立広島市民病院 小児循環器科 中川 直美、鎌田 政博

そのほかにも、2006年3月「子どもの事故防止対策について－報告書－」(2006年3月 子どもの事故防止対策検討委員会)における救急事故の事例調査(2005年4月1日～11月30日の救急事故10,090人対象)でも「水による事故」の中に、家庭内での溺水事例として「子どもを浮き輪に入れて入浴中、浮き輪から落ちて沈んだため、救急要請した。(0歳 男児、中等症)」という事例がある。

〈参考資料 2〉

“Can bathing rings cause drowning accidents?”

Report 2000 : 22 The Swedish Consumer Agency, the Consumer Ombudsman
より

なお、この翻訳内容については、当センターの責任において抜粋・要約したものである。

レポート 2000 : 22

「水浴用リングは溺水事故を起こすか？」

子どもの足を入れる 2 つの穴が座席部分にある水浴用リングの市場調査

スウェーデン消費者庁、消費者オンブズマン

背景

1997 年の夏の間、フランスで、「座って浮く」形に設計された特殊な膨張式の水浴リングを使用した子どもが、溺れて死にそうになる事故が 10 件あった。これは、水面下で子どもの足を自由にぶらぶら下げられるように 2 個の穴が開けられた開口部のある薄いプラスチック製シートを備えられたリングでできている。

記録にある事故にあった子どもは 3～5 歳で、両親あるいは水浴場の救助員に助けられた。子どもは全員がショック状態で、そのうちの 1 人は呼吸停止になり病院へ運び込まれた。

その後、スコットランドで同種の水浴リングを使用していた子どもが溺れた。

後に、こうした事故の原因が究明され、これはリングが転覆したとき、リングの「シート」部にある穴がこどもの両足の身動きが取れない状態にしてしまうので、子どもが再びバランスを取り戻すことができなくなるという事実と関係していることがわかった。その結果、子どもは助けなしでリングから抜け出ることができず、頭が水中に、足が空中に出た形で、吊るされたままになってしまった。

一番危ないのは、この種の浮き具が、子どもの足が水底に届くような水の浅いところで使用されるときであった。

ヨーロッパでの取り組み

フランス当局は、EC の緊急警戒システム RAPEX を通じて、この問題に関する警告を出した。このシステムは、欧州委員会により管理されているが、その加盟国に対して、ある加盟国が国内市場からある危険な製品の販売を禁止した場合には、お互いに通知し

あえる機会を提供している。その考え方は、ある EC 内国家が危険であると判断し、その結果国内の販売を禁止された製品は、他の EC 国内でもその販売をやめさせるべきであるという考え方である。PAREX の警告は、公式には「通報」と呼ばれている。

当初、水浴用リングに関する通報は、ある種の混乱を招き、法的な論争にまで発展した。問題は、この製品は、EC玩具指令に従って玩具と分類されたのかどうか、という点があいまいであったことである。多くの水浴用リングは、子どもが浅い水のところで遊ぶときに使用するよう設計された水中玩具に似ている。水中玩具については、具体的な安全要求事項があり、玩具指令 (88/378/EEC) で定義されており、子どもが浮かんだままにいられる、あるいは子どもを支えるように水の浅いところで使用するために設計された玩具に適用される。こうした玩具は、浮力を失うリスクと、それによって水中にいる子どもへの支持を失うリスクを小さくするように設計、考案されなければならない。また、この種の玩具には、子どもの足が水底に届くような浅い水のところだけで、また大人の監視下でのみ使用する設計になっていることを説明する警告文を付けなければならない。玩具の欧州安全規格によると、やはりこれと同じ警告文が要求されている。実際のところ、いま問題になっている製品は、正しい警告文を載せており、CEマーク*も表示されている。そのため、フランス当局が、国内法規を課してこうした特定の製品の販売を禁止する権利があるかどうか、問題になっていた。

*EC 玩具指令によれば、玩具には、指令で規定された主な安全要求事項が満たされていることを示す CE マークを表示しなければならない。

これらの法的問題が、ブリュッセルの EC 作業部会の専門家会議で、数回にわたって幅広く討論され、問題になっている製品は、玩具と見なされるべきではないという結論に達した。この製品は、子どもの足が水底に届くような浅い水のところで使用されるときに、危険であることは明白であった。しかしながら、製品がある種の安全面を満たせば、子どもの足が水底に届かないようなところでこの製品を使用できると見なされた。水が深いところで使用するよう設計された浮き具は、意図的に EC 玩具指令で取り扱っていない。それゆえに、EC の一般製造物安全指令にしたがって、製品が玩具と分類された場合よりもさらに多くの要求が、製品に課されることになっている。

その結果、フランス政府は、さらに進んで、国内独自の法令を施行してこの製品の販売を禁止し、それと同時に 1999 年 1 月、他の EC 加盟国に「通報」を送付した。

最初に出された通報は、単なる情報として送付された。今回、フランス政府は、問題になっている製品の使用による重大で緊急なリスクについて嚴重警告する根拠として、製造物安全指令のパラグラフ 8 を引用した。

ドイツとスペイン当局は、早速これに呼応して、通報されたタイプのすべての水浴用リング（シート部があり、子どもの足を入れる2つの穴があり、玩具のように見えるもの）の販売を禁止した。スペインでは、店頭から製品80,000点を撤去させた。この問題は、子どもの足が入る穴があるシート部を形成するリング部分を単純に取り去ることで、部分的には解決した。

スウェーデンの消費者オンブズマン、KOは何を行ったか

スウェーデンでは、KO職員が、最初の通報で影響を受けた企業と接触した。その結果、小売店によっては、いったん製品の販売を中止した後、スウェーデンでは事故が起こっていないし、通報に規定されている種類のリングはもう何年も前から利用されているし、製品は欧州玩具基準を満たしているという主張から、その決定をくつがえてしてしまった店もあった。

ドイツとスペイン当局は2度目の通報を受け取った結果製品の販売を中止した、という情報を受け、KOはスウェーデン国内の小売業者と卸売り業者と再度接触した。このときKOは、スウェーデン国内ではもはや、こうした製品を販売するべきでないと提言した。

2000年5月、KOはこのような水浴用リングがまだスウェーデン国内市場で入手できるかどうかについて調査を実施した。その調査結果を、このレポートで報告している。

どの入浴用リングなら販売してよいのか

欧州規格機関CENは、CEN TC162 WG10（水泳教育用の浮遊器具）中に一連の基準を設定する作業を開始した。これは、シートと子どもの足を入れる2個の穴の付いた入浴用リングにより生ずる特別なリスクを取り扱っている。こういったリングはしばしば、非常に小さい子どもが使用するように設計されており、しかも水中で使用することが想定されており、子どもはリング内に座って、水底に足が届かないで浮かぶようになっている。このような製品が使用されるときは、子どもを常に、いつでも簡単にリングに手が届く大人の監視のもとに置かなければならない。こういったリングは普通「ベビー・シート」または「ベビー・フロート」と呼ばれている。こうした製品はPPE（個人防護具）とはみなされていないので、CEマークが付いていない。

また、リングは玩具のように見えてはいけないうことになっている。このようなリング

は子どもの足が水底に届かない水中で使用されるように設計されているので、リングには、**2つの空気室**を装着しなければならない。リングには、警告文を付け、それには、リングで子どもの溺死を防げるわけではないということを記載しなければならない。この文章にはさらに、「水浴用リングの転覆を防ぐには、これを子どもの足が水底に届かないような水中で使用し、しかも大人がつねに同伴して、いつも子どもに手が届くところにいるように」、という説明を入れなければならない。K0によれば、子どもがリング内にいるときはいつも大人が子どもに付き添わなければならないことを包装の絵柄でも表示しなければならないとされている。

現在作成中の規格には、子どもの足を入れる穴の設計に関する要求事項が含まれており、また、リングが転覆しないように製造するための安定性に関するパラグラフも含まれている。

K0は、水浴用リングを注意深く、慎重に使用しなければならないということをもっと明瞭にしたいと考えている。この製品に伴うリスクについての警告が出されている。水浴用リングにより、子どもが大人と一緒に水浴しやすくしなるが、子どもの安全に責任を持つ人が、この製品は溺死に対する防護具ではないことを熟知していることがきわめて重要である。

大人はいつも子どもの近くにおいて、子どもがリングを使用している時リングが転覆した場合には、すぐに行動できるようにしていなければならない。リングを使用している子どもを常に監視下に置いて、子どもが水浴用リングなしで水にいるかのごとく注意深く見守らなければならない。

水中で使用するために設計された玩具に対してはどの規則を適用するのか

子どもの足を自由に動かせる、2個の穴の付いたシートのない通常の水中玩具は、玩具と見なされているので、玩具指令と玩具規格 EN 71-1（上記参照）に従わなければならない。さらに玩具規格も、こうした製品の空気栓の設計に関する仕様を規定している。水中玩具については、浅い水中で遊ぶことを想定しているので、空気室は1つしか要求されていない。

（以下、市場調査の結果省略）

<title>絶対に目を離さないで！！浴槽用浮き輪で乳幼児の溺死も！</title>